# 「働く留学生」の進路決定に関する考察 —在留資格「特定技能」は新たな選択肢になり得るか—

川久保 華世

# 1. 研究の背景

### 1.1 日本語学校の変化とその背景

近年、日本語教育機関(以下、日本語学校)に在籍する留学生が著しく増加している。日本学生支援機構の調査によると日本語学校留学生の数は2011年の25,622人から2019年の83,811人と8年で約3.5倍に増加した(日本学生支援機構2021)。2020年度の日本語学校の留学生数は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により留学生の入国が制限されたため、60,814人(日本学生支援機構2021)で前年比が一28%と一時的に激減しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けなかった2014年から2018年の5年間における前年比の平均増加率は123%であるため、新型コロナウイルス感染症の流行収束後には増加傾向に戻ると考えられる。長期的な日本語学校留学生の増加と並行して、その出身国の構成が大きく変化している。2012年の日本語学校留学生の出身国の構成比は中国62%、ベトナム7%、ネパール4%であったのに対し2019年には中国36%、ベトナム33%、ネパール9%と中国が約半分に減少しベトナムは約4倍、ネパールは約2倍に急増しており、日本語学校留学生の出身国が漢字圏の中国から非漢字圏のベトナムやネパールなどへと移行している。

こうした変化の背景には送り出し側と受け入れ側双方の事情がある。佐藤(2016)によると、ベトナムの場合は2014年の若者(15~24歳)の失業率が6.3%と高く、ベトナム国内よりも給与および職場環境の良い先進国での就職を希望して、日本への留学が増加している。ネパールの場合でも、留学が貧困脱出の手段(浜田2014)となっており、両国とも1週間に28時間のアルバイトが留学生にも許可されていることが日本への留学を希望する大きな要因になっている(佐藤2012)。一方、受け入れ側である日本では単純労働者が不足しているという事情があり、運送業の仕分け業務、飲食店、コンビニエンスストア、飲食製造業などの業種では留学生のアルバイトが欠かせない労働力となっている。なお、ここでは単純労働者を専門的・技術的分野以外の労働者と定義する。

日本語学校留学生数の急増には、こういった日本国内の労働力不足に関する事情に加え、留学生30万人計画が大きく関わっている。留学生30万人計画とは、政府の「グローバル戦略」の一環として優秀な留学生を戦略的に獲得するために、2008年に打ち出された留学生政策である。これは、2020年を目途に30万人の留学生受け入れを目指す(文部科学省2008)もので、2019年に達成されているが、大学などの高等教育機関だけではなく、日本語学校留学生の増加によるものが大きい。留学生30万人計画について、岩切(2017)および井上(2019 a)は、「留学生のアルバイトが非熟練労働を担う労働移民の役割をバックドアとして支えている」と指摘しており、日本語学校

に在籍しながらアルバイトをする留学生の存在を常態化させている。留学生に許可される1週間に28時間という法定時間を超えるアルバイト(以下、オーバーワーク)をする留学生は、労働収入を主目的に来日する「偽装留学生」だとしてマスコミに取り上げられ、社会問題として注目されるようになった。一方で、岩切(2017)は、ネパール人の日本語学校留学生の経済的状況の厳しさを明らかにしており、オーバーワークをしないで留学生活を続けることは経済的に困難な状況にあると述べている。しかし、留学生がオーバーワークをすることは違法であるため、在留資格の期間の更新(以下、在留期間更新)および日本での就職に必要な就労資格への変更が不許可になる事態に繋がる。

ここで、日本語学校に在籍しながらアルバイトをする学生を岩切(2015、2017)に 従って「働く留学生」と定義する。この用語は「偽装留学生」が批判的意味合いを有 するため、そのバイアスから切り離すことを目的として中立的な立場で使用する。な お本稿においては、「働く留学生」のうち非漢字圏留学生の多数を占めるベトナム人お よびネパール人の留学生を対象とする。

# 1.2 「特定技能」の創設と日本語学校留学生の進路選択の広がり 1.2.1「特定技能」概要

このような日本語学校留学生を取り巻く状況下、2019年4月に特定技能制度が創設 された。「特定技能」とは就労のための在留資格で、深刻化する人手不足に対応するた め一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための制度(出入国在留管理庁 2018) である。以下、創設当時(2019年4月)における制度概要を記す。なお、ここ に記した制度概要は 2019 年4月および7月に行った調査時および本論文執筆(2022 年3月現在)まで変更はない。受け入れの対象となる産業種は14分野(以下、特定産 業分野)あり、「特定技能」は技能水準により特定技能1号と特定技能2号に分けられ ている。特定技能2号は、従来の就労が認められる在留資格と同水準に位置づけられ、 特定技能1号はその下位の水準に位置づけられている。特定技能1号は通算5年およ び家族帯同不可という制限が設けられているが、特定技能2号にはこの制限がないこ とが大きな特徴で、14分野のうち、建設、造船・舶用工業の2分野のみが対象となっ ている。(2021年12月現在)。特定技能2号に適合する技能水準を持っていることは 試験等によって確認されるが、試験はまだ実施されていない。政府は特定技能制度創 設より5年間で34万5,000人の「特定技能」取得者を見込んでいたが、2021年9月 時点での同取得者数は38,337人(出入国在留管理庁2021)と見込み数に対して1割 程度にとどまっている。そのため政府は特定技能2号の対象業種を現在の2分野から その他の分野への拡大を検討していることを明らかにした(2021年11月18日内閣官 房長官記者会見において記者からの質問に対しての回答)。

特定技能2号は、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能であって、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性を要する(出入国在留管理庁2018)ため、実質上日本語学校留学生の進路対象にならな

いと考えられる (2022年3月現在)。本稿では在留資格特定技能1号を指す場合に「特定技能」、制度を指す場合に「特定技能制度」と記す。「特定技能」を取得するには、18 歳以上であることおよび政府が定めた国内外で実施される日本語能力水準と技能水準を測る試験の両方に合格する必要がある。

# 1.2.2 進路としての「特定技能」

日本語学校の留学生が日本で就職するための在留資格を得るためには、母国で高等教育を修了していることが必要である。そのため、これまでは高校卒業後に母国で進学をせず来日した留学生は進学という選択肢のみであった。しかし、特定技能制度の創設により、日本語学校から直接就職するという新たな選択肢ができたことになる。「特定技能」は日本語学校留学生にとってどのような選択肢となるのだろうか。ここでは、就労のために得る在留資格の比較および日本語学校留学生の経済事情から検討する。

まず一般的に留学生が就職する際に取得する在留資格(以下、就労ビザと称する) と「特定技能」の違いを移住に関する条件から比較する。就労ビザは、家族帯同可、 在留期間の上限がなく、永住許可申請に必要な就労資格に含まれる。一方、「特定技能」 は家族帯同不可、在留期間の上限(5年)が設けられており、永住許可申請をする場 合に必要な就労資格にも含まれない。次に「働く留学生」の背景を考慮して「特定技 能」を取得した場合のメリットとデメリットを比較する。メリットについては次の3 つが考えられる。1つ目は就職が容易なことである。「特定技能」が深刻な人手不足を 解消するために創設されたという目的上、就職は比較的容易であると考えられる。2 つ目は「特定技能」の取得要件に学歴が含まれないため、就労ビザよりも取得が容易 なことである。3つ目は経済負担が軽減することである。「特定技能」を選ぶというこ とは、実質上進学しないことなるため進学費用が不要となる。一方、デメリットにつ いては次の3つが考えられる。1つ目は、上述したように就労ビザと比較して移住者 としての制限があることである。2つ目は、就労できる職種は深刻な人手不足に陥っ ている 14 種に制限されているため、高度な知識や技術が求められる専門的業務に就 くことができないことである。3つ目は2つ目と関連して高水準の給与が期待できな いことである。

筆者は、以上に述べたメリット・デメリットを比較した上で「働く留学生」は「特定技能」を進路として選択すると仮定した。なぜなら、「働く留学生」の経済的事情は切実であり、一刻も早くその困難を解消する選択をすると考えたからである。また、在留資格を失うリスクを冒してまで就労ビザのメリットを求めないと考えた。筆者は日々「働く留学生」と接する中で、校内での活動費や学外試験費用などいずれも数千円の徴収が必要な際に、彼らの給料日まで待たなければならないといった状況に遭遇し、彼らが経済的に困難な状況にあることを実感していた。こうした経済状況では多額の進学費用を工面するために違法なオーバーワークをする可能性が高くなり、在留資格を失う恐れがある。さらに、特定技能制度が創設される前年度において専門学校

を卒業した留学生の就職率は約37%と低く(日本学生支援機構2020)、「働く留学生」 にとって進学後に就労ビザを取得することは不確実性が高い。

## 2. 先行研究

ここでは、過度のアルバイトをする「偽装留学生」の存在と日本語学校の評価をめぐる議論についての先行研究を概観する。井上(2019a)は日本語学校の評価に日本語能力試験(以下、JLPT)の結果を用い、留学生が上から2つ目のレベルであるN2以上の取得者が40%未満の学校を不良校と位置づけた。また、N2以上の日本語能力がない留学生が高等教育機関に進学する理由を、「留学ビザを延長して、週28時間の限度を超えてアルバイト労働に従事するため」と説明している。さらに井上(2019 b)では、「日本語学校から高等教育機関へ進学する留学生の半数以上がN2以上の日本語能力をもっていない一すなわち『偽装留学生』の可能性が高い」と述べている。

一方、是川(2019)はこのような「日本語学校で学ぶことは単なる出稼ぎの一形態である」という認識に対し、「日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部である」という命題を多角的に検証することを目的として、日本語学校留学生を対象に質問紙調査(n=902)を縦断的に行った。その結果、全体では70.6%が卒業後に日本の専門学校や大学・大学院へ進学し、全体の20%が日本での就職を希望しており、日本語学校留学生の多くは、日本で高等教育を受けること、さらに就職を通じて中長期的な日本在留を希望するものが一定数いることを明らかにした。そして、「日本語学校で学ぶ留学生の多くが短期的な経済的利得を目的とした出稼ぎ労働者であるという見方は、学歴や日本語能力が低い一部の層に限って妥当し、全体を代表するとはいえない」と述べ「日本語学校は教育達成を通じた移住過程の一部である」と結論づけている。

井上はこの結論に対して、学生の自己申告調査による論証であるとして疑問視しており、井上(2019b)で公的データを用いて反論し、是川(2019)の結論は立証されていないと主張している。

他方、文部科学省が日本語による授業によって適正な教育水準を維持するためには、受講者の日本語能力が N2 以上であることが目安である(文部科学省 2020)としていることから、井上が N2 以上の取得者率を日本語学校および留学生の評価指標としたことには、一定の妥当性が認められる。しかし、留学生が日本語学校に在籍することができる 2 年間のうちに、非漢字圏出身の留学生が N2 に合格することは困難である(富谷・門馬、2018 ; 志甫 2015)。そのため、N2 以上の取得者率を日本語学校の絶対的な評価指標として使用し、かつ N2 以上を持たない学生を「偽装留学生」と判定することは、非漢字圏出身の留学生の自己相対的な学習達成度を考慮せず、法律の範囲内で働きながら中長期的に日本に在留することを希望する留学生の排除に繋がる。また、留学生たちの進学に対する希望や中長期的な在留意識を無視した判断である可能性がある。

### 3. 研究目的

このような状況下、2019年4月に特定技能制度が創設された。これによって日本語学校から直接就職することが可能となったことのみならず、在学中に在留資格「特定技能」を取得することで、卒業を待たずに就職することも可能となった。井上(2019a)が主張するように、N2の取得をできない留学生の進学理由が「ビザを延長して週28時間の限度を超えてアルバイト労働に従事するため」だけであれば、「偽装留学生」たちは、合法的に週28時間以上の労働が許可される「特定技能」を取得すると考えられ、進学を希望する「偽装留学生」は大幅に減少するのではないだろうか。筆者は1.2.2で述べたとおり、「特定技能」は移住者としての制限など多くのデメリットがあるものの経済的事情および在留資格を安定的に取得できることから多くの「働く留学生」は進路の選択肢として「特定技能」を取得して就職すると考えた。

こうした議論や仮説は留学生の視点が欠けているが、当事者の視点を加えることで 多角的な考察が可能となり、教育現場へのよりよいフィードバックになると考える。

そのため本研究では当事者の視点を加えることを主軸に「働く留学生」の特定技能制度に対する意識をインタビュー調査する事例研究を実施した。特に以下の2点を重点課題とした。①「特定技能」は「働く留学生」の新たな進路となるのか。②「働く留学生」は「偽装留学生」なのか。

大谷(2019)は質的研究の結果は、被想定背景集団 1の人たちに「適用」できるというより、むしろ、そのような人たちの「理解」を助けるものとなるという方が適切であると述べており、本研究の結果が「働く留学生」に一般化されるものではなく、調査協力者と共通の特性をもつ人々の理解を助けるものとなりうる。また、留学生は就職することで中長期的に日本社会の構成員となっていく可能性があるため、本研究によって得られる知見は、受け入れ側の日本社会にとっても重要な情報である。さらに、特定技能制度の見直しが行われるため、特定技能制度が創設された直後において対象者となる者の生の声を記録しておくことは、日本の外国人受け入れ制度を検討する上で貴重な資料となる。

### 4. 研究方法

#### 4.1 調査概要と調査協力者

本研究は日本語学校に在籍する留学生を対象にして 2019 年4月から同年 7 月にかけてインタビュー調査を行った。調査協力者は調査当時の筆者の勤務先であり、神奈川県に所在する日本語学校 A 校に 2018 年4月もしくは 10 月に来日、入学したネパールおよびベトナム人留学生である。 A 校には進学コースのみ設置されており、全員が進学予定の留学生として入学していた。「特定技能」は 2019 年に創設されたため、2019年度の卒業生は「特定技能」が進路の選択肢として加えられた初めての留学生であっ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>大谷 (2019) は質的研究の調査対象者は集団を代表するサンプルとして選ばれるのではなく、選ばれた人たちの集団が暗黙に「想定される」とし、量的研究の「母集団」とは区別して「被想定背景集団」と呼んでいる。

た。調査対象のA校では、当時の在籍者のほぼ全員が「働く留学生」であり、日々の 教育活動を通してすでに筆者と留学生とのラポール<sup>2</sup> が形成されていたため、本研究 の調査対象として適していると判断した。

調査協力者は、2019 年度に卒業予定であった在籍者30人(ネパール人24人・ベトナム人5人・スリランカ人1人)のうち調査依頼を承諾し、かつ時間的にインタビューが可能であった23人を対象とした。調査協力者の属性は次のとおりである。ネパール人が21人(男性14人、女性7人)、ベトナム人が2人(女性2人)の合計23人であった。年齢は19~26才で、最終学歴は高校が17人(内、大学中退者が2人)、大学が4人、大学院が1人、短大が1人であった。希望進路は専門学校に進学が19人、大学か専門学校に進学が2人、就職が2人であった。日本語のレベルについては進路選択に一番近い時期(2019年12月)に実施された日本語能力試験の受験レベルを記す。N2が1人(0)、N3が22人(2)、であり、全員がN3取得を目標にしたクラスに所属している。\*()内は合格者数を示す。

調査協力者の来日理由については「日本語や、専門分野を勉強したい」が12件、「日本・日本文化が好き」が4件、「人やニュースの影響」が2件、「就職したい」が3件で、その他「日本で優れた教育を受けて、母国に広めたい」「いろいろな国へ行きたい」であった(n=16、複数回答)。

# 4.2 インタビュー内容

インタビューは半構造化形式で行い、質問内容はA:進路、B:学費の支払い、C:アルバイト状況、D:日本での就労希望の有無、E:特定技能制度への意識の5つのカテゴリーとした。A<sup>D</sup>の質問は「特定技能」を進路として選択するか否かの背景を明らかにするために設定した。表1に具体的な質問を記す。

表1 インタビュー質問リスト

カテゴリー	質問			
A進路	進学をして何を勉強したいですか			
B学費の支払い	日本語学校の学費は誰が払いますか			
	進学後の学費は誰が払いますか			
	経費支弁者の仕事は何ですか			
C アルバイト状況	どんなアルバイトをしていますか			
	今のアルバイトについてどう思いますか			
	日本語学校を卒業後、今のアルバイト先に就職したいですか			
D 日本での就労希望	日本で働きたいですか			

<sup>2</sup>感情の交流が行えるような信頼関係のことを指す

E 特定技能制度への意識	どれくらいの期間働きたいですか		
	日本語学校卒業後、「特定技能」を取得しようと思いますか		
	それはどうしてですか		

### 4.3 分析方法

分析は、佐藤(2008)を参考にして以下のように行った。まず、インタビューデータの中で質問に対する回答にあたる部分(以下、セグメント)および質問に対して直接的な回答ではないが、語られた内容が予定されていた質問の回答にあたるセグメントに対しコーディングを行った。次に、調査協力者(事例)を縦軸に、質問内容を横軸にしてマトリックスを作成し、セグメント単位でインタビューデータを記入した。空欄が生じた場所はデータの欠損部とみなし、可能な限りフォローアップ・インタビューを実施して補完した。そして、セグメントを抽出し、付されたコードを分類した後、各セグメントの要約を繰り返し、コードを精緻化させた。その後、縦軸のコード(各質問項目)の集計を行い全体の傾向を捉えた。集計結果は5.1全体の傾向で提示した。全体の傾向を概観したうえで、5.2 個別の事例では、全体の傾向に沿うものおよび特異な例や重要だと考えられる事例を取り上げ、インタビューデータを提示し、他の事例および先行研究の知見を交えて分析および考察を行った。

インタビューデータの提示の際に使用した記号は以下のとおりである。各データには《○(○は調査協力者に対してインタビューを行った順に付されたアルファベット) さん (国籍) の事例》とインタビューデータ名を付す。【】にはそのデータで示したいインタビュー内容のポイントを示す。筆者 (インタビュアー) の発話は 〉で、調査協力者の語りはアルファベットで示した。提示されたインタビューデータの中で筆者が特に注目・強調したいところに下線を引いた。

#### 5. 結果と分析

#### 5.1 全体の傾向

## 5.1.1 選択の背景①

はじめに、「働く留学生」が進路を選択する際の背景となる日本での就職希望の有無 を確認し、その後に希望専攻分野<sup>3</sup>、学費の支払い者の職業についての結果を示す。

日本での就職希望の有無(n=23)を集計した結果は、希望するが96%(22人)で、帰国予定の1人を除き全員が希望しており、日本での就職を希望する傾向が顕著であった。

希望専攻分野 (n=21、複数回答) を集計した結果は、ビジネスが33% (9件)、IT が22% (6件)、ホテル・観光が19% (5件)、自動車が15% (4件)、経済と料理およ

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>文部科学省は専門学校を教育内容により工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉関係、商業実務、服飾・家政関係、文化・教育の8分野に分けているが、ここではその下位分類にあたる学科やコースで分類している

び、わからないがそれぞれ4% (1件)であった。このうち、自動車、料理、ホテル・ 観光は特定産業分野に該当にする。希望専攻分野に占める特定産業分野の割合は38% であることから、日本で就職を希望している者の中に、特定産業分野での就職を希望 している者が一定数いると考えられる。

本人以外の学費支払い者の職業 (n=22) を集計した結果については、農業<sup>4</sup> が 77% (17人)、農業以外(自営業、製造業、軍人)が 23% (5人) であった。この結果を見ると多くの場合は農業従事者である親が学費を支払っていることになる。

次に、アルバイト先に対する集計結果をみていく。アルバイト先の業種を集計(n=20) した結果は、食品工場が50%(10人)、飲食店が20%(4人)、運輸業集配所が20%(4人)、コンビニエンスストアが10%(2人)で、食品工場が最も多かった。食品工場とは弁当製造などの食品を製造する工場のこと、飲食店は飲食物を提供するサービス業を指す。このうち食品工場、飲食店は特定産業分野であり、本事例において「働く留学生」は特定産業分野で多く働いていることが明らかになった。

アルバイト先への意識については回答を好意的・非好意的・分類不可に分けて集計した (n=23、複数回答)。1つの回答が好意的な回答と非好意的な回答の両面をもつ場合、インタビューデータの文脈から筆者が判断した。結果は、好意的が 75% (36 件)、非好意的が 10% (5 件)、慣れた・毎日の勤務はちょっと大変など、どちらとも判断できない分類不可が 15% (7 件) であり、全体的には非常に好意的に捉えられていることがわかる。アルバイト先での就職希望の有無についての集計 (n=22) した結果は、「希望する」が 82% (18 人)、「希望しない」が 18% (4 人) と希望するという回答が多数を占めた。

次に、アルバイト先に就職を「希望する」という回答の希望時期別の内訳(n=17)を見てみる。a「時期を問わずしたい」が 6%(1 人)、b「日本語学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はしたくない」が 35%(6 人)、c「日本語学校卒業後はしたくないが、専門学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はての当 18%(3 人)、e「日本語学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はしたい」が 6%(1 人)、f「時期不明」が 18%(3 人)であった。この結果より就職に対する意識を推察することが可能である。まず a「時期を問わずしたい」は進学よりもアルバイト先で就職を希望していると考えられる。b「日本語学校卒業後はしたいが、専門学校卒業後はしたくないが、専門学校卒業後はしたくないが、専門学校卒業後はしたくないが、専門学校卒業後はしたい」は専門学校へ進学した上で、アルバイト先に就職を希望すると考えられる。この場合、アルバイト先では進学で得た専門性を活かすことは難しいと考えられるが、何らかの理由で今のアルバイト先を大変好んでいると考えられる。以上より本事例における「働く留学生」はアルバイト先での就職を希望する者が多いものの、進学との関連性からその時期や意

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>農業の内容は乳牛や鶏なども含まれていたため多くの場合は畜産業を兼ねていると考えられるが、ここでは農業と表記する。

識に関しては一様でなく、アルバイト先に就職を希望することが「特定技能」選択に 直接的につながるわけではないと言える。

ここまでの結果から、本事例の範囲では「働く留学生」の多くはアルバイト先で就職を希望しており、そのアルバイト先の多くは特定産業分野であることが明らかになった。このことから、「特定技能」であれば、希望するアルバイト先において就職できる可能性があると言える。この点を踏まえた上で、次に特定技能制度への意識に対する結果をみていく。

# 5.1.2 特定技能制度への意識と選択①

表2は「特定技能」を進路として選択するかについての回答を集計した(n=23)結果である。「選択する」が 4%(1人)、「選択しない」が 83%(19人)、「わからない」が 13%(3人)であり、「選択しない」が約8割を占めた。「選択する」と答えた1人および「わからない」と答えた3人のうちの1人の計2人を対象にして、「選択する」要因を分析するためフォローアップ・インタビューを行ったが、その際は2人とも「選択しない」に変更していた。またフォローアップ・インタビューを行わなかった残りの2人も、2019年10月末時点には進学先を決定しており、結果として全員が「特定技能」を選択しなかったことになる。

次に、「特定技能」を選択しない要因を分析する。表3は「特定技能」を選択しない要因についての回答を、制度に関わる回答と制度以外によるものの回答に分けて集計した(n=19、複数回答)。制度に関わる回答の内訳は、「在留期間の制限」が53%(9件)、

「家族帯同の制限」が29%(5件)、「制度の不明瞭さ」が12%(2件)、「来日しているから必要ない」が6%(1件)で制度に関わる要因のうち「在留期間の制限」によるものが半数を超えた。そこで就職後に希望する在留期間別に集計した(n=21)結果、「3~5年程度」が24%(5人)、「5~10年程度」が43%(9人)、「10~15年程度」が14%(3人)、「その他」が19%(4人)であった(表4)。「その他」には「なるべく長く」、「一生いてもいい」など期間を限定せず、より長期を希望する内容のみで長期間在留を希望しているものが多かった。一方、「選ばない」要因のうち、制度に関わるもの以外はすべて「上昇志向」であった。「上昇志向」とはキャリアアップを目指す内容のも

「選択する」要因については、5.2 個別の事例の「特定技能」を選択する要因で述べる。以上のことから、本事例の範囲では、「特定技能」を卒業後の進路として選ぶ「働く留学生」はいなかった。

ので、進学希望、日本語能力の向上、日本文化への興味といった内容であった。なお、

表2 「特定技能」を選択するか

回答	人数	割合 (%)
選択する	1	4
選択しない	19	83
わからない	3	13
計	23	100

表 4 就職後の希望在留期間

期間	人数	割合(%)
3~5 年程度	5	24
5年~10年程度	9	43
10~15 年程度	3	14
その他	4	19
計	21	100

表3 「特定技能」を選択しない要因

制度に関わるもの	回答	割合 (%)	制度以外のもの	回答	割合 (%)
在留期間の制限	9	53	上昇志向	13	100
家族帯同の制限	5	29	計	13	100
制度の不明瞭さ	2	12		0.01	
来日しているから 必要ない	1	6			
計	17	100			

# 5.2 個別の事例

# 5.2.1 選択の背景(2)

ここでは、5.1 全体の傾向で明らかになった「働く留学生」は「特定技能」を選ばないという結果についての代表的なものおよび反証的である例、重要だと考えられる個別事例を取り上げる。

# ≪Rさん (ネパール) の事例》【学費】

Rさんは専門学校の入学試験に合格したものの、学費を工面できず学費納付期限を 過ぎてしまった。筆者は日常のRさんとのやりとりから学費納付に間に合わなかった ことを偶然に知り、進学先に納付期限の延長を依頼するように指導した経緯がある。 その結果、特例措置を受けて、期限超過後に学費を納付することができた。このイン タビューはその納付を済ませたばかりのときに行ったインタビューである。

〉: ここ(専門学校への学費支払い者)は、Rさんとお母さんと半分半分って言ってたっけ。

R: あ、本当は全部自分で払いました。

# (省略)

〉:生活のお金どうしたの。友達に借りた?

R:はい。ちょっと大変になりました。

#### (省略)

〉: じゃ、次の (学費を払うための) プランどうする?

R: たぶん、今ちょっとビザは大変になるので、アルバイトは1つだけやります。

〉:これ(アルバイト1つだけ)で(次の学費納付額の)60万円貯められるかな?

R: その時は、できないと思ったら 家族に助けてもらう。

Rさんは学費を自分で支払うためアルバイトのかけもちをして専門学校の学費を納付した結果、生活は困窮したという。しかしこのような働き方を続けると、法定の週28時間を大幅に超えて、専門学校に進学する際に在留期間更新が不許可になるリスクがある。そのため、今後は「アルバイトは1つだけ」すると語っている。そこで、筆者がアルバイトを減らしても、この先の学費の支払いが可能なのかを尋ねると、Rさんは無理な場合は家族の支援を仰ぐと語っている。5.1 全体の傾向では、学費支払い者の約8割が農業に従事していた。しかし、ネパールの主要産業の農業だけで生計をたてるのは難しい(浜田 2014)ことに加え、ネパールの1人あたりのGDPは約1,034ドル(外務省 2020)であることから鑑みると、実際には日本への仕送りはほぼ不可能であり、本人がアルバイトの収入で学費を支払っている可能性が高いと考えられる。Rさんの事例のように、「働く留学生」の中には進学は決まっていても、日本でのアルバイト収入以外に学費の支払いについての見通しがついていない者が一定数存在するのではなかろうか。

# 5.2.2 特定技能制度への意識と選択②

# 5.2.2.1「特定技能」を選択しない要因

5.1 全体の傾向では本研究における「働く留学生」が「特定技能」を選択しない要因のうち、在留制限などの制度に関わるもの以外は、上昇志向によるもので占められた。ここでは、QさんとRさんのインタビューデータを通してその上昇志向の内容についての詳細をみていく。

# 《Qさん (ネパール) の事例》【自己実現】

- Q:今、日本語学校を卒業したら、(「特定技能」では)仕事をしたくないです。 専門学校で勉強したいんです。
- ): それはどうしてですか?
- Q:今、日本語をちゃんとできないから。専門学校に入りたいです。専門学校が終わったら、日本のビジネスの仕事を、日本のビジネスの会社に入りたいです。それからたくさんお金をもらったら家(国)へ帰ってITの店を開きたいです。

Qさんは、将来母国で IT 関連のビジネスを始めるために、専門学校に進学を希望している。また日本語能力が不足しており、日本語能力を高めなければ就職できないと考えている。いわば、帰国後の準備として進学を希望していると言える。

≪Rさんの事例(ネパール)≫【自己実現ができない制度】

Rさんは将来は母国でソフトウェアデザイナーになることを目標としている。

R:5年のビザ(「特定技能」)をもらえば、あと日本語がちょっとしか話すことができません。それと漢字がわかりませんから難しいと思います。日本語は。

〉: どうして日本語と漢字が必要ですか。

R:日本語はわかりませんと、仕事が大変になります。自分が働きたいことがもら えませんから。

Rさんの場合、希望職種に就くためには更に日本語能力を向上させることが必要だ と語っており「特定技能」では自己実現できないと考えている。

以上、RさんとQさんの事例より本事例における「働く留学生」が「特定技能」を 選ばない要因は、希望職種がないことと、日本語能力を向上する機会がないことが関 わっており、上昇志向を満たすことができず、特定技能制度は自己実現ができる制度 ではないと捉えられていることが伺える。

# 5.2.2.2「特定技能」を選択する要因

ここでは、本研究において唯一「特定技能」を選択すると回答したUさんのインタビューデータを通して、「特定技能」を選択する要因を分析する。

≪Uさん (ベトナム) の事例①≫【アルバイト先への就職】

〉: (省略) このビザをもらうと卒業した後、この、(今のアルバイト先) と同じと ころでずっと働くことができるでしょう。

U:できます?

): うん。

U:できます?

(省略)

U: (今のアルバイト先)でも「特定技能」のビザできますか。

この後、アルバイト先に就職できる可能性に話が及ぶと、さらに「できますか。」と 3度繰り返して確認するほど「特定技能」に強い関心を見せた。

《Uさん(ベトナム)の事例②≫【選択に転じた理由】

U: (アルバイト先への就職は) 男だけ、女の子は、あの、家族できます。ちょっと難しいです。家族がいるのは(アルバイト先で)就職、女の子はあまりできません。(省略)

U:でも今ちょっと(就職に対しての)イメージ違うんです。

): どんなイメージ?

U:はい。長い時間日本で働いてもうちょっと育った時は(成長してから)ベトナムに戻ります。(省略) ビザができる時は20年ぐらい。

ここでは、Uさんは、アルバイト先で女性は就職できないと聞き、就職を断念したことが語られている。しかし店長に確認したわけではなく、アルバイト先の先輩から聞いた話であることがこの部分に続くインタビューから判明する。つまり確実な情報ではなく、噂レベルでアルバイト先への就職を断念したことになる。この判断は、特定技能制度もしくはアルバイト先への就職にそれほど魅力がなかったためとも考えられる。そして、女性は就職できないと思ったことが、就職のイメージを変えるきっかけとなり、飲食店ではなく会社で「20年ぐらい働きたい」という「特定技能」では得

られない条件での就職を希望するようになった。

本事例では、「働く留学生」は進路の選択肢として特定技能制度をどのように捉えるかという問いに対する一つの回答を示している。特定技能制度による日本滞在は在留期間が5年という制限があることと、家族帯同ができないということなどのデメリットが大きく、進学を通しての自己実現ができない制度と捉えられており、「特定技能」は本事例における「働く留学生」の進路の選択肢にならないという結果となった。以上の結果から本事例の範囲において「働く留学生」の進路決定に関する特徴として次の5つが挙げられる。①日本で就職を希望している。②アルバイト先で就職を希望する者が多い。③特定産業分野でアルバイトに従事している者が多い。④「特定技能」を進路として選択しない。⑤「特定技能」を選択しない主な要因は、制度の制限性(在留期間が最長5年・家族帯同の制限)および、進学を主とした上昇志向を有することによるものである。

### 6. 考察

# 6.1「特定技能」は「働く留学生」の新たな進路となるのか

本研究では、「特定技能」対象業種であるアルバイト先で就職を希望する者が多い一方で、それを可能にする「特定技能」を進路の選択として選ぶ者はなく、筆者の仮定した結果とはならなかった。この一見矛盾する結果について、特定技能を選ばない要因と彼らにとっての日本での就職が意味する範囲を合わせて考えることで、なぜ「働く留学生」が特定技能による就職を日本語学校卒業後の進路として選択しないのかが見えてくる。

「特定技能」が創設されるまでは、留学生が就労するときに取得する在留資格は一般的に「技術・人文知識・国際業務」とよばれる就労ビザであった。就労ビザの特徴は更新回数の制限がなく(実質的に在留期間に制限がないことを意味する)、家族帯同も可能である。本研究では、就職後の希望在留期間が5年以上という回答が21人中16人(76%)と多数をしめており、より長期間の在留を望む傾向が見られた。個別の事例では、Uさんは「ビザができるときは20年くらい」と回答している。また、特定技能を選ばない要因のうち、制度に関わる回答(全17件)の内訳は「在留期間の制限」が53%(9件)、「家族帯同の制限」が29%(5件)で、この2つ要因を合わせると82%を占めていた。こうした回答から、「働く留学生」たちが考える「日本で就職をする」ことの意味に、在留期間に制限がないことおよび家族帯同が可能であることが条件として含まれていたと考えられる。言い換えれば日本で就職することは、労働・無制限の在留期間・家族帯同の三要素(以下、就職の三要素)を前提とした概念で捉えられていたのであろう。つまり、希望するアルバイト先に就職できたとしても、「特定技能」では就職の三要素の1つしか満たしておらず、「働く留学生」にとっての就職条件としては不十分な制度と言える。

特定技能制度については、すでに述べたとおり、また、特定技能2号の対象業種を 拡大するという特定技能制度見直しが検討されている。この狙いは、在留期間更新の 回数に上限がなく、家族帯同が可能な特定技能2号の対象業種を拡大することにより、 「特定技能」取得者を増やすことだと考えられる。制度見直しが実現すると、就職の 三要素が満たされ、特定技能の選択における前提自体が変化する。そのため、今後は、 制度の見直しにより、特定技能を選択する「働く留学生」が増える可能性がある。

# 6.2「働く留学生」は「偽装留学生」なのか

# 6.2.1「働く留学生」のポテンシャル

「働く留学生」は日本にとって次の3つのポテンシャルを有する人材だと考えられる。1つ目は、中間人材としてのポテンシャルである。中間人材とは、2018 年規制改革推進会議の保育・雇用ワーキング・グループに提出された資料「外国人留学生の日本での就業における課題と対応策<sup>5</sup>」において「日本語学校や、専門学校にいる場合が多く、日本語のレベルがある程度高い。『高度人材』ほどのポテンシャルがなくても、率直で従順な人柄が評価されて採用に至る事例が多い。特に『人手不足』に課題がある企業にとっては、最も採用・活用が容易な外国人材」(内閣府 2018)と説明されている。また、特定技能制度が開始される直前の新聞報道 <sup>6</sup>では、「アルバイトからの採用ならば教育に時間がかからない。(特定技能 1 号の)在留期間が 5 年間しかない中で、店長にしていきたい」と大手飲食チェーン店人事担当者の声が紹介されている。これらのことから、「働く留学生」は人材不足に悩む企業において、中間人材として即戦力かつ主戦力として活躍が期待されていると言えるだろう。

2つ目は高度人材としてのポテンシャルである。是川(2019)は、日本語学校留学生は教育を受けた上での就労を希望している可能性について言及している。また「留学生30万人計画骨子検証結果報告(「留学生30万人計画」関係省庁会議2021)では、日本語学校留学生の卒業生の約8割が国内の高等教育機関に進学しており、日本語学校は日本語能力が十分ではない外国人留学生を我が国の高等教育への橋渡しを円滑にし、最終的に高度人材を育成するプロセスの一端を担っていると報告している。本研究の事例において、「働く留学生」は日本語学校で高度人材を育成するプロセスの一部をすでに受けており、その中でも上昇志向を有する者は、高度人材に成長するポテンシャルを有する者だと言えよう。

3つ目の「働く留学生」のポテンシャルは、高い人的資本を有する人材であることだ。人的資本とは、一般的に個人の持って生まれた才能や能力と、教育や訓練を通じて身につける技能や知識を合わせたもの(OECD 2007)である。特定技能制度が開始された約1年後に株式会社アイデムによって行われた「特定技能外国人受け入れに関する調査」(n=860)では、特定技能外国人を採用する予定のある企業は日本語レベルの保証と、生活の支援が課題と捉えられており、4割が不安を抱えていることが明ら

<sup>5</sup>株式会社ソーシャライズ代表取締役社長中村拓海氏がWorldot 社の求職者面談・評価による分類を加えたもの

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>「特定技能で正社員採用の動きも外国人労働者『新規参入』の外食業」『毎日新聞』電子版 2019 年 3 月 28 日<https://mainichi.jp/articles/20190328/k00/00m/040/054000c> (2020 年 7 月 11 日)

かになっている (PRTIME 2020)。一方で、「働く留学生」は日本語学校在籍時に日本語と生活全般に関して多岐にわたる支援や指導をすでに受けているため、こういった課題をすでに克服している。つまり、「働く留学生」は高い人的資本をすでに身につけている人材であると言える。

以上3点から「働く留学生」は多面的なポテンシャルを有する外国人労働者と捉えることができるため、「偽装留学生」と異なる存在であり、今後日本社会で活躍が期待される存在だと言えよう。

# 6.2.2 留学生の視点と日本語能力の問題

「特定技能」を選ばない理由のうち特定技能の制度面以外では、上昇志向を希望する内容(キャリアアップを目指すなど)のみであった。ここから「働く留学生」は一時的な出稼ぎを目的に来日しているわけではなく、中長期的な展望をもって来日し、進学することで日本での就職を希望していることが示唆される。この結果により、「偽装留学生」を巡る議論に対して新たに留学生の視点を加えることができたと言えよう。

ここで考えなければならないことは、非漢字圏出身の留学生が日本語学校での在籍を許された2年間のうちにN2に合格することが非常に困難なことである。多くの「働く留学生」が進学する場合、N2レベルに到達しない留学生が高等教育を受けることとなる。しかし、N2を持たない者に対して、高等教育の質を維持することは困難であるため、井上がJLPT N2以上の日本語能力という評価基準を明確に示し、日本語学校留学生の日本語能力が低下していることを問題視する意義は大きい。是川が指摘する通り日本語学校留学生は教育達成の中で就労を希望しているのであれば、どうすれば限られた期間内で非漢字圏留学生にN2を取得させることができるかという課題の解決方法を模索しなければならない。

### 7.今後の課題

本調査を行った 2019 年は特定技能元年であり、進路選択の時期に「特定技能」を選択した留学生の先行事例がなかったことが調査対象者に影響を与えた可能性がある。そのため、前例を参考にできる施行 2 年目以降の留学生の動向は注目に値する。また調査実施時期が、新型コロナウイルス感染症が発生する前年であったため、新型コロナウイルス流行の影響を考慮する必要もある。さらに大きな影響が考えられるのは、今後予定されている特定技能制度の見直しである。特定技能 2 号の拡大が実現すると、在留期間の制限が実質上なくなり家族帯同も可能となる。その結果、就職の三要素が満たされることになり、「働く留学生」が特定技能を選択する前提条件が変化する。一方、本調査の範囲では特定技能制度を選択しない要因は「働く留学生」が就職の三要素を必要としていることのほかに、上昇志向を有することであったことを考慮すると、制度の見直しが「特定技能」を選択する「働く留学生」の増加に直結するかは疑問である。この間に答えるために、今後の制度の見直しが「働く留学生」の「特定技能」に対する意識および選択にどのような影響があるのかを追うことが重要である。

# 参考文献

- 井上徹 (2019a) 「日本語教育の危機とその構造 『1990 年体制』の枠組みの中で-」 - 橋大学言語社会研究科博士学位論文
- 井上徹(2019b)「『偽装留学生』や『悪質な日本語学校』は全体の『一部』か」 『一橋大学・雇用政策研究会』第15号、pp. 1-42.
- 岩切朋彦(2015)「日本語学校におけるネパール人学生の様相とその諸問題-福岡県 A 校に通うネパール人学生へのライフストーリーインタビューから-」『西南学院大学大学院国際文化論集』第9号、pp. 79-112.
- 岩切朋彦 (2017)「『働く留学生』をめぐる諸問題についての考察 (1) グローバルな 移民現象としてのネパール人留学生-」『鹿児女子短期大学紀要』第53号、pp. 15-24.
- 大谷尚 (2019) 『質的研究の考え方』 名古屋大学出版会
- 外務省(2020)「ネパール基礎データ」
  - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html#section1) (2020年8月14日閲覧)
- 是川夕 (2019)「教育達成を通じた移住過程としての日本語学校-『日本の中長期在留 外国人の移動過程に関する縦断調査 (PSIJ)』を用いた分析-」是川夕 (編著)『人 口問題と移民』第7章、明石書店、pp. 153-176
- 佐藤由利子 (2012) 「ネパール人日本留学生の特徴と増加要因の分析-送出し圧力が高い国に対する留学生政策についての示唆-」『留学生教育』第17号、pp. 19-28
- 佐藤由利子 (2016)「ベトナム人、ネパール人留学生の特徴と増加の背景ーリクルトと 受入れにあたっての留意点ー」『留学交流』Vol. 63 (6)、pp. 12-22.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法-原理・方法・実践』新曜社
- 志甫啓 (2015)「外国人留学生の受入とアルバイトに関する近年の傾向について」『日本労働研究雑誌』No.662 (9)、pp. 98-115.
- 出入国在留管理庁 (2018)「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」 (http://www.moj.go.jp/isa/content/930003796.pdf) (2020年12月16日閲覧)
- 出入国在留管理庁(2021)「特定技能1号在留外国人数(令和3年9月末現在)」 (https://www.moj.go.jp/isa/content/001357709.pdf)(2021年12月25日閲覧)
- 富谷玲子・門馬真帆 (2018) 「国内の日本語学校における留学生の変質」 『神奈川大学言語研究』 第40号、pp. 209-230.
- 内閣府(2018)資料 1、株式会社ソーシャライズ提出資料「外国人留学生の日本での就業における課題と対応策」 〈https://www8. cao. go. jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20180219/180219hoiku01. pdf〉(2020年12月17日閲覧)

日本学生支援機構(2020)「2018(平成30)年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

(https://www.studyinjapan.go.jp/ja/\_mt/2020/09/date2018sg.pdf) (2020年8月14日閲覧)

- 日本学生支援機構(2021)「2020(令和 2)年度外国人留学生在籍状況調査結果」 (https://www.studyinjapan.go.jp/ja/\_mt/2021/04/date2020z.pdf)(2021年9月20日閲覧)
- 浜田清彦 (2014)「ネパールの教育・留学事情~海外留学ブームの中で~」『留学交流』 Vol. 39 (6)、pp. 32-38.
- 文部科学省(2008)「『留学生 30 万人計画』骨子の策定について」 (https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/1420758.htm (2020年10月 24日閲覧)
- 文部科学省(2020)「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」(https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/1325305.html)(2020年8月13日閲覧)
  - 「留学生30万人計画」関係省庁会議(2021)「『留学生30万人計画』骨子 検証結果報告」

《https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/jikkoukaigi\_wg/koutou \_wg/dai8/siryou1-3.pdf》(2021年9月19日閲覧)

PRTIME(2020)「【特定技能外国人受け入れに関する調査】既に特定技能外国人を受け 入れている企業の7割近くが今後増員する予定あり」

(https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001038.000002663.html) (2020年8月8日閲覧)

OECD (2007) 「OECD インサイト 人的資本:知識はいかに人生を形作るか 日本語要約」 (https://www.oecd.org/insights/38435787.pdf) (2021年12月30日閲覧)

### 謝辞

本稿は筆者の修士論文「『働く留学生』の進路決定に関する考察—在留資格「特定技能」は新たな選択肢になり得るか—」の一部を加筆、修正したものである。執筆にあたり、ご指導を頂いた指導教官の西郡仁朗先生および日本語教育学教室の先生方、節々において適切な助言を頂いた同教室先輩の市江愛さん、本調査にご協力頂いた調査対象校の校長、教員およびスタッフの皆様、そして何よりも調査協力者の皆様に心より感謝申し上げる。

(かわくぼ はなよ・相模国際学院/東京都立大学大学院博士前期課程修了)